

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	4 8 3 6	受理年月日	令和 8 年 6 月 4 日
件 名	監督義務の著しい不履行		
要 旨	京都市長の責任追及を議会に求める（時効停止 3 月 19 日概要書発見）。 昭和 62 年 1 月 28 日（登記簿謄本）三井不動産所有権移転土地 8 5 7.97 平方メートル。昭和 62 年 3 月 3 日（建築計画概要書）建築申請受付、34 日間開発飛ばし。昭和 62 年 4 月 9 日建築確認許可 4,188.82 平方メートル、7 階 1 2 4 戸、軒の高さ 19.45 メートル。隣地境界線の工作物の記載がない（当時から現存 2.6 メートルから 2.3 メートル、1 1 7 メートル区間）。 京都市建築主事による不正審査、三井不動産そんたくの数々の出来事も現在続いている（総務都市計画、コンプライアンス推進室、開発課、建築安全推進）。 ただの壁だと思っていた 2.6 メートルの塀が 1 メートル土盛り擁壁、1.6 メートル控え壁付きブロック。三井は隠蔽工作、ブロック解体、フェンス工事にしようとしてきたが水抜きがないので、改善を求め中止させた。2026 年 3 月 3 日建築安全推進課の担当者へ通報。3 月 19 日に別の担当者になるが、書類、写真を受け取らず、しかも一体化した工作物を単体ブロックに見立て、「土が被さっていないから塀、塀だ」、「だからそこが地盤面だ」との理論で三井不動産を擁護。いまだに言っていたが、風圧、水圧、土圧は一体化した構造物には、上から下まで圧力が掛かっている。それを覆すなら書面で表せと言ったら、書けないとのことだった。 3 月 19 日に建築計画を取り寄せ開発課に行くと言ったが一切何も出てこなかった。 二度目の隠蔽工作 4 - 1 の隣地境界線、闇工作物のフェンス取替工事。担当者に通報（5 月 11 日）するも、フェンス工事は勝手にやってもいいと発言。是正命令対象工作物を容認してしまった。三井は堂々と工事を完了。 三度目通報、基礎幅 18 センチメートルに 10.5 センチメートルのコア穴を基礎天端から 35 センチメートルで仕上げ、フェンスの脚立を造った。しかし、基礎に鉄筋がないことを知らせたが、是正命令を出さない。39 年前と同様の出来事である。 私は 5 月 11 日にレターパックで受取拒否の書類と写真を市長の手紙と共にレターパックにて送付（5 月 12 日に送達済み確認）、情報公開請求も行った（個人、公文書）。 5 月 11 日に送付した私の回答を 5 月 26 日課長に求めたが、またしても担当者が対応。課長回答を求めたが電話にも出てこなかった。三井そんたくなのか。 民事調停は京都市長も相手方としている。3 月 3 日から三度通報、情報公開も公文書なし。3 月 19 日来庁記載なし。京都市は三井不動産と共同正犯である。議会で追及を求める。書類は全員で見分けてほしい。私は気が狂いそうになった担当者の理論「書けません」の追及をしてほしい。何を聞いても教えない、知らせない、答えないの不作為言葉は、是正勧告、命令逃れの温床ではないのか。 隣地境界線上に工作物記載がない、工作物手数料 0 円ならば、存在してはならない工作物。適法な状態に戻すべきだろう。 隣地境界線一本線なら、適法な地盤面に戻すべきだろう。 闇工作物を維持するよう指導を行うとは京都市は公正証書原本不実記載に加担しているのか。 盛土規制法や建築基準法違反も加担するのか。 書面提出をできない虚言をしてきた安全推進課の市民対応をこれからも認めるのか（一体化した二段擁壁を認めず、切り離した考え方）。 水抜きなしと被害、危険な増し積み二段擁壁が控え壁付きブロックで一体化された 13.5 メートルの無筋状態を認めるのか。 擁壁 20 メートル区間増し打ち危険箇所、傾き 3.6 センチメートル、2.1 センチメートル及び 2.5 センチメートル等危険水域である。控え壁付きブロック鉄骨鉢巻き 3 段ボルト押さえを許すのか。 20 メートル規制操作地盤面、京都市安全推進課が偽装加担するのか。 京都市は是正命令の権限を有するにもかかわらず、私からの度重なる通報、書類送付を完全に放置している。これは行政庁に課された監督義務の著しい不履行に当たる違法な不作為である。 ついては、議会において徹底追及を願う。		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		